



今年もいよいよ残りわずかとなってまいりました。今月号も最新のトピックスをお届けします。

国内動向

① 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」の公布(環境省)

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が11月4日に公布され、12月1日から施行された。今回の省令改正は、カドミウム及びその化合物について、排水基準を0.1 mg/Lから0.03 mg/Lに、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を0.01 mg/Lから0.003 mg/Lに改正するもの。詳細な改正内容は下記を参照。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18865>

海外動向

① スtockホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第10回会合(POPRC10)の開催(国連環境計画)

残留性有機汚染物質を国際的に規制するStockホルム条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第10回会合が10月27日-30日、イタリアのローマで開催された。本会合では、ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類を条約上の廃絶対象物質(附属書A: 特定の用途について除外あり)に追加することを締約国会議に勧告することが決定された。また、デカブロモジフェニルエーテル(デカBDE)及びジコホルについて、規制対象物質への追加に向けた検討を進めることが決定された。

<http://chm.pops.int/TheConvention/POPsReviewCommittee/Meetings/POPRC10/POPRC10Documents/tabid/3818/Default.aspx>

② 化粧品指令とREACHの整合性の明確化について(欧州化学品庁(ECHA))

EU化粧品指令(new Cosmetics Regulation (Regulation (EC) No 1223/2009))は、化粧品に含まれる成分について動物試験を禁止しているが、同じ化学物質をREACH登録する場合、動物試験が実施される場合がある。これらの両規則間での整合性を明確化するため、10月27日、ECHAと欧州委員会が化粧品指令とREACHの情報要求等を質問・回答形式でまとめ公表した。これらの情報はECHAのウェブページで参照できる。

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/clarity-on-interface-between-reach-and-the-cosmetics-regulation

③ 新しいオンラインツール SPC editor の公表(欧州化学品庁(ECHA))

ECHAは新しいオンラインツールSPC editorを10月28日に公表した。このツールは、事業者及び規制当局がBPR規則(Biocidal Products Regulation)における製品及び製品ファミリーの認可登録を支援することを目的にしている。

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/new-summary-product-characteristic-editor-for-biocides-authorisation

④ CoRAP(REACH 規則に基づく物質評価計画)の2015-2017年評価における提案(欧州化学品庁(ECHA))

ECHAは、CoRAP(Community rolling action plan: REACH規則に基づく物質評価計画)の2015-2017年評価分の提案を10月30日に公表した。前回公表分(69物質)に加え65物質の新規評価計画が含まれている。

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/draft-corap-update-with-new-substances-for-evaluation-in-2015-2017-published

⑤ ナノ材料を製造する際のTSCAへの報告要件案を公表(米国環境保護庁(EPA))

EPAは11月3日、ナノ材料の製造者に対してTSCA section 8(a)における報告及び記録保存の要件に以下を含める案を提示した。EPAではこれらの情報からTSCAのもとで必要とされる適切なアクションが起こせると考えている。

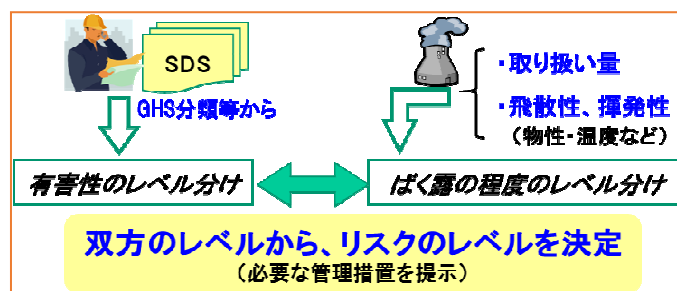
- ・生産量
- ・製造と加工の方法
- ・ばく露と排出に関する情報
- ・既存の安全衛生情報

<http://www.reginfo.gov/public/do/eAgendaViewRule?pubId=201404&RIN=2070-AJ54#>

特集 ④②：作業環境における化学物質のリスクアセスメント:その②

今月号では、シリーズ第2回目として、化学物質のリスクアセスメントの義務化に伴い、頻度が多いと思われるリスクアセスメント手法「**コントロールバンディング**」について紹介します。

コントロールバンディングは、もともと英国安全衛生庁 (Health Service Executive) から提案されたもので、日本では厚生労働省のホームページ*1に公開されています。これは、化学物質の取扱量と物性から労働者へのばく露のレベルを決定し、ばく露の程度とGHS分類から求めた有害性レベルを決定し、2つのレベルからリスクのレベルと必要な管理措置を決める、というものです。



ここでいう取扱量や飛散性・揮発性あるいは化学物質の有害性は、全てある程度の幅（バンド）をもったランクに分けられており、どのランクに入るかによって、取り扱う化学物質のレベルが決定されます。有害性についてもSDSに示されているGHS区分を用いるため、誰でも実施可能である反面、全ての要素がバンドであるという特徴から、管理措置についてもかなり安全になる傾向があります。「使用の中止（代替化）」や「封じ込めの実施」など、作業現場では直ぐには対応できないような対策が示されることもあり、構造的対策などの管理措置を少し変えた位の改善では、リスクレベルを変えることは難しい場合も少なくありません。そういう場合には、次の手段として、ばく露限界値や個人ばく露濃度などを用いる定量的なリスクアセスメントが有効なアプローチとして挙げられます。

今回は、定量的なリスクアセスメントの例について、ご紹介します。（担当：片桐）

* 1: http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

CERIのお勧め紹介⑥:

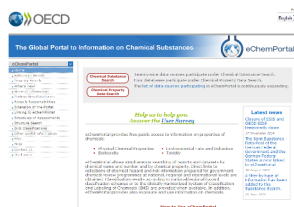
「化学物質の有害性情報等のデータベース

-eChemPortal-

5月号よりCERI職員のお勧めの図書、ツール、情報を連載でお伝えしています。

今回はOECDが公開している加盟国や国際機関が有している、既存化学物質の有害性情報などに関するデータベースを一括して検索できる、ポータルサイト（eChemPortal: The Global Portal to Information on Chemical Substances）についてご紹介します。eChemPortalでは目的の物質のCAS番号又は名称を入力し、それぞれのデータベース中の有害性情報を得ることができます。（担当：馬野）

http://www.echemportal.org/echemportal/index?pageID=0&request_locale=en



お知らせ

① 展示会への出展

12月3日（水）、4日（木）、5日（金）に東京ビッグサイトで行われるセミコン・ジャパン2014の化学物質管理対策パビリオンへ出展します（東1ホール小間番号1026）。また、4日（木）の11:30からTech SPOT West（東1ホール）にて本機構業務のプレゼンテーションを行います。

<http://www.semiconjapan.org/ja/exhibits>

②GHS分類の理解 SDSおよびラベルの作成・活用セミナーの開催

平成27年2月25日（水）、東京・駒込、滝野川会館において開催されるセミナー「GHS分類の理解 SDSおよびラベルの作成・活用」で吉川職員が講師を務めます。割引制度がありますので参加ご希望の方はご連絡ください。 http://www.johokiko.co.jp/seminar_medical/AA150283.php

ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

安全性評価技術研究所 研究第二部

Tel: 03-5804-6135（担当者:宮地、窪田、石井（聡））

URL: <http://www.cerij.or.jp> Email: cac-reach@cerij.jp